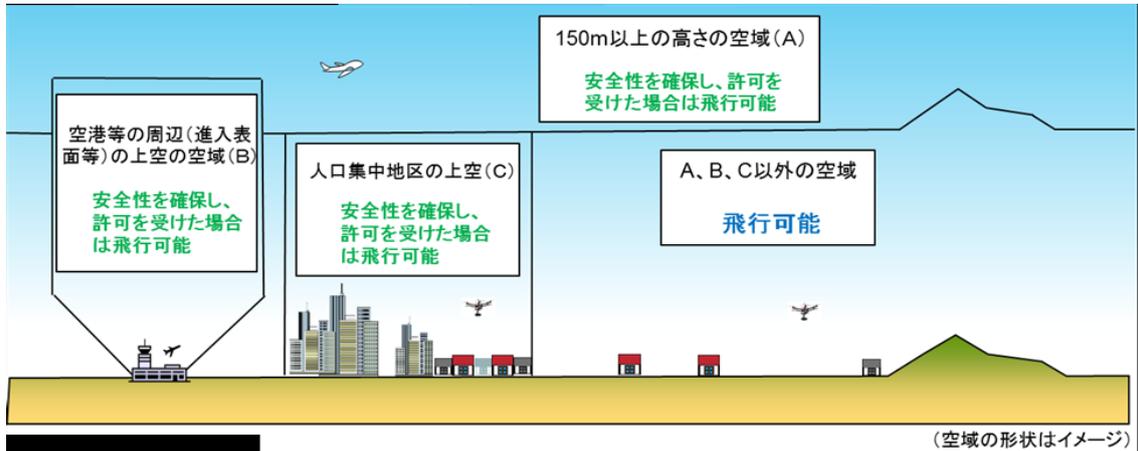


1 飛行の禁止空域

これらの空域で無人航空機を飛行させようとする場合、**国土交通大臣の許可**を受ける必要があります。



2 承認が必要となる飛行の方法

次の事項により無人航空機を飛行させようとする場合、**国土交通大臣の承認**を受ける必要があります。

夜間飛行

目視外飛行

30m未満に物体がある

イベント上空の飛行

危険物の輸送

物件投下

上記、1及び2の飛行ルールについては、事故や災害時に、国や地方公共団、また、これらの者の依頼を受けた者が捜索又は救助を行うために無人航空機を飛行させる場合については、適用されないこととなっています。

詳細につきましては、国土交通省のホームページ

[「無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール」](#)を参照して

ください。